

新旧対照表

| ● 財産形成信託取扱規定 | | | |
|-------------------------|--|---|-------|
| | 改定前 | 改定後 | 備考 |
| | <p>6. (印鑑照合等)</p> <p>以下略</p> | <p>6. (印鑑照合)</p> <p>以下略</p> | 下線部削除 |
| | <p>9. (規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p> | <p>9. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。</p> | 下線部変更 |
| ● 財産形成住宅信託取扱規定 | | | |
| | 改定前 | 改定後 | 備考 |
| | <p>7. (印鑑照合等)</p> <p>以下略</p> | <p>7. (印鑑照合)</p> <p>以下略</p> | 下線部削除 |
| | <p>10. (規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p> | <p>10. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。</p> | 下線部変更 |
| ● 財産形成年金信託取扱規定(金銭信託コース) | | | |
| | 改定前 | 改定後 | 備考 |
| | <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>以下略</p> | <p>11. (印鑑照合)</p> <p>以下略</p> | 下線部削除 |
| | <p>15. (規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p> | <p>10. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。</p> | 下線部変更 |